

令和8年度おかやまジビエフェア開催業務 委託仕様書

1 業務名

令和8年度おかやまジビエフェア開催業務

2 業務目的

ジビエ関係飲食店や加工品、精肉取扱店を取り上げた鳥獣害対策室作成のガイドブック「おかやまジビエガイド」をもとに、県全域のジビエ関係者と連携した「おかやまジビエフェア2026～ジビエをお店で食べよ！～」を開催し、「おかやまジビエ」の認知度向上と消費拡大を図る。

3 業務内容

(1) 「おかやまジビエフェア2026～ジビエをお店で食べよ！～」の企画運営

おかやまジビエを使用した料理を提供する飲食店を対象にフェアを企画運営し、該当メニューを購入した消費者に対し、抽選で県産品などが当たるプレゼントフェアを実施する。

①開催時期

令和8年11月から3～4カ月程度

②参加店舗数

20～30店舗程度

③参加店舗の募集

受託者が募集及び申し込みの取りまとめを行う。

※過年度のジビエ関係業務に参加した店舗等への周知は県も協力する。

④参加店舗の条件

- ・おかやまジビエを使用した料理を提供していること。
- ・おかやまジビエガイドに掲載されていること。なお、未掲載の店舗についても参加店舗として広く募ること。
- ・県内の食肉処理業、食肉販売業等の許可を得た施設から仕入れを行い、飲食店営業許可等、必要な許可又は届出のあるジビエ取扱事業者（法人及び個人）とすること。

⑤開催周知

各種広告媒体を活用し、本フェアを広く周知する。活用する広告媒体は提案事項とし、契約締結後に県と協議の上決定する。なお、広報については、県でも報道発表する予定。

⑥フェア事務局

- ・フェア事務局を設置し、応募者の情報整理、当選者選定及び発送業務（20件程度）を行う。
- ・プレゼント応募用ページを作成する。また、ページには応募者の属性など簡単なアンケートを入れること。なお、アンケートの内容は県と協議の上決定する。
- ・賞品の購入は受託者が行う。賞品の経費は10万円程度（税抜き、発送費別）を見込み、ジビエに関連する賞品案を提案すること。賞品及び当選者数の詳細は契約締結後に県と協議の上決定する。

- ・フェア参加店舗用の装飾・PR資材を作成し、県及び参加店舗に納品する。
- ・必要に応じて参加店舗向けの実施マニュアルを作成し、各店舗に配付及び説明する。また、参加店舗からの問い合わせに対応すること。

(2) 特設WEBサイトの制作・運営・維持・管理

本フェアやおかやまジビエ関連の情報を発信する特設WEBサイトの制作・運営・維持・管理を行う。制作・運営・維持・管理に必要な素材の入手、掲載する画像一式の収集、必要な各種申請手続き、デザイン、レイアウト、データ加工・合成作業、版下作成等、一切の業務を行う。

①主なページ構成

以下を必須項目とし、これに企画提案要素を加え、分かりやすく魅力のある内容とする。

- ・トップページ（本フェアの特徴を紹介）
- ・フェア参加飲食店紹介ページ（店舗情報など）
- ・おかやまジビエの紹介

②サイト掲載期間

令和8年10月から令和9年3月頃まで

③WEBサイトのドメイン

- ・岡山県ドメイン管理実施要領に基づき、特設WEBサイトのドメインは県サブドメイン「pref.okayama.jp」を使用すること。
- ・技術的な制約等によりサブドメインの利用が困難な場合は、その必要性及び理由を提案内容に付記し、本県と協議のうえ、当該システムが標準で提供するドメインの利用を認める。他サイトにリンク掲載した場合には、ウェブページの閉鎖後、リンクを削除すること。なお、特段の事情により、本業務のために新規に独自ドメインを取得して利用する場合は、事前に本県の承認を得ることとし、本業務終了後も本県が当該ドメインを引き続き利用できるよう措置を行うこと。

④その他

- ・業務完了時に、制作したWEBサイトのデータファイル一式を納品すること。
- ・業務終了後は、保有データを本県へ提供したのち、速やかにシステム等から消去すること。消去においては、復元不可能な状態にすること。また、各種データについて、複製複写物は保持しないこと。

(3) インターネット広告の企画運営

本フェアを効果的に周知するため、インターネット広告の配信を行う。特に、消費者をフェアに誘導するような魅力的な企画運営を行うこと。

①広告媒体

広告媒体は以下の広告の中から検討し、効果的な組み合わせにより配信を行うこと。

- ・検索連動型広告（Google、Yahoo!JAPAN）
- ・ディスプレイ広告（Google ディスプレイネットワーク広告（GDN）、Yahoo!ディスプレイアドネットワーク（YDN）、Facebook広告、Instagram広告）
- ・動画広告（Youtube、LINE、Instagram、Facebook、Twitter）

②効果測定

- ・広告配信状況や特設WEBサイトのアクセス分析を行い、月次で集計し、報告すること。

と。

- ・本業務について、広告の表示回数、WEBサイト誘導数、閲覧者の属性（年齢、地域、特性等）等进行分析し、状況に応じて広告媒体の変更や絞り込み等、改善策を県と協議の上、配信中の広告に反映すること。

（４）おokayまジビエインスタグラムの更新

本フェアやおokayまジビエ関連の情報を発信するInstagramの更新を行う。なお、アカウントについては県のアカウントを使用すること。

①更新内容

フェア概要や参加店舗の情報などを更新すること。また、県が更新を依頼したものについても適宜対応すること。

②更新頻度

1週間に1回以上投稿すること。

（５）PR資材の作成

広報PRツールとして、チラシ及びポスターを作成する。また、参加店舗にチラシ及びポスター等を設置すること。

①PR資材の規格

チラシ	サイズ	A4
	印刷仕様	コート紙、135kg以上、両面、4色フルカラー印刷
	デザイン	実施期間、参加店舗情報、賞品応募方法、特設WEBサイトの二次元コード等
	数量	18,000部
ポスター	サイズ	B3
	印刷仕様	コート紙、135kg以上、片面、4色フルカラー印刷
	数量	100部

②納入期限及び納品先

- ・納入期限 令和8年10月上旬
- ・納品先 岡山県農林水産部鳥獣害対策室及び各参加店舗

（６）その他おokayまジビエフェアに付随する業務

集客のために効果的と考える内容（上記（１）のプレゼントフェアの応募方法や内容等）及び効果的なPR資材がある場合は、独自提案すること。

4 委託限度額

2,857,294円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託期間

契約締結日から令和9年3月23日まで

6 成果品の提出

- （１）委託業務が終了したときは、速やかに委託業務完了報告書を作成し、報告すること。
なお、委託業務完了報告書には、次の内容を含むものとする。

- ・事業概要
- ・事業内容、成果
- ・参加人数や年代等についての集計及び分析
- ・その他、必要と認める事項

※紙媒体及び電子データ（編集可能な形式とすること）

(2) 委託業務に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。

7 情報資産の取扱い等

(1) 岡山県の情報セキュリティポリシーを遵守すること

(2) 予想される障害を想定した復旧手順を定めておかなければならない。なお、情報資産（電磁的データ、情報システム並びにネットワークの開発・運用に係る文書及び電磁的データをいう。）のうち業務実施にあたって特に重要なデータは、必要に応じて定期的にバックアップを行わなければならない。

(3) 外部からの攻撃に対するセキュリティ対策（ファイアウォール、ウイルス対策ソフト、ソフトウェア脆弱性対策等）を施さなければならない。

(4) 情報資産は、業務終了後から5年間保存するものとし、その期間経過後、速やかに廃棄しなければならない。記憶媒体の廃棄を実施する場合、データの復元が不可能な状態とした上で、データを確実に消去しなければならない。

(5) クラウドサービスを利用する場合は、ISMS（ISO/IEC27001）等を取得し、必要な情報セキュリティ要求事項を満たす事業者が提供するクラウドサービスを利用すること。特に、個人情報を取り扱う場合は、LGWAN-ASPサービス、ガバメントクラウドの対象サービス又はISMAPPに登録されたクラウドサービスを利用しなければならない。

(6) クラウドサービスを利用する場合は、次の情報セキュリティ対策を講じなければならない。

ア 未知の不正プログラムに対する対策を行うこと。

イ システムのログ及びアクセスログの収集、分析、保管を行うこと。

ウ 担当者以外がアクセスできない設定を行うこと。

エ 個人情報、通信及び取り扱う情報は、暗号化すること。

(7) 情報セキュリティインシデントが発生した時は、速やかに受託者は県へ報告し、可能な範囲で原因究明のための措置を講じること。

(8) 受託者は、複数人に電子メールを送信する場合、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からないように送信する措置を講ずること。

(9) 受託者は、重要な電子メールを誤送信した場合、県に報告しなければならない。

8 留意事項

(1) 本業務の実施により作成される成果物に関する著作権及び使用权は、県に帰属するものとする。

(2) 特許権、著作権、肖像権等その他第三者の権利の対象となるものに関して、権利者の許可が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとし、それに係る費用についても受託者において負担すること。

(3) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。

(4) 本業務の一部を第三者に委託することができることとするが、その場合は、委託先

ごとの業務内容等について、事前に県の承諾を得なければならない。

(5) 受託者は、県から受領又は閲覧した資料等を了解なく公表又は使用してはならない。

9 その他

(1) 業務の実施に当たっては、県の指示に従うこと。また、進捗状況を随時報告すること。

(2) 受託者は、業務の実施に当たり知り得た事実又は個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため必要な措置を講じること。

(3) 本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた事項については、県と受託者が協議の上決定する。